



25-5 号 H25. 12. 24 長野県伊那家畜保健衛生所

TEL:0265-72-2782, 090-5444-0970 Fax:0265-72-2765

E-mail: inakachiku@pref.nagano.lg.jp 住所: 伊那市西町 5764 伊那諏訪家畜畜産物衛生指導協会

TEL&FAX: 0265-76-8086

高病原性鳥インフルエンザ対策を徹底させましょう!

アジア、ヨーロッパ等世界各国で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。現在、国内での発生はありませんが、渡り鳥が飛来する季節ですので最大限の警戒が必要です。本病のウイルスは必ず野外から鶏舎の中へ入ってきます。以下の対策を再徹底し、発生予防に努めましょう。

野鳥や野生動物との接触防止

鶏舎の破損箇所の修繕や補修をしてください。 防鳥ネットは2cm以下の網目としましょう。 出入口は開け放しにしないようにしましょう。





鶏舎周辺の清掃、整頓、消毒

鶏舎の周囲は、野鳥や野生動物の糞で汚染されていることが考えられます。

不要なものを片付け、草を刈り、木は伐採しましょう。 鶏舎周囲や通路には消石灰を散布しましょう。

農場へ出入する人や車両の対策

看板や柵を設置して関係者以外の立入は制限してください。 農場内に入る人は専用の履物・作業着を着用してください。

鶏舎に出入りする際は手指及び靴の消毒をしましょう。

車両は動噴でタイヤ等を消毒するか、消石灰を散布した上を通過させましょう。





発生地域への旅行等自粛

農場関係者や家族の方は、海外を含め本病の発生地への旅行や渡鳥の飛来地への訪問は自粛してください。

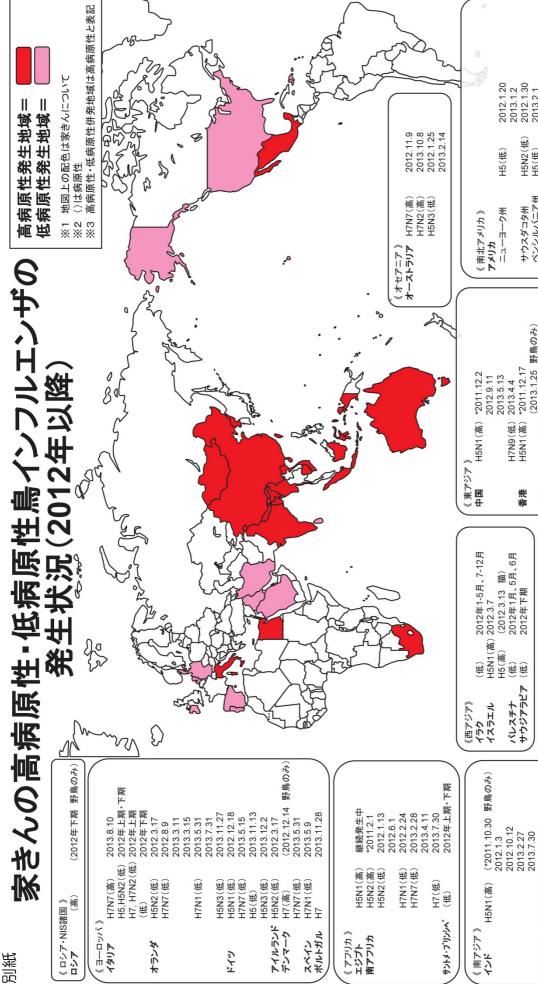
過去1週間内の入国者又は帰国者は鶏舎に近寄らせないようにしてください。

家きんの観察と報告

毎日、家きんを観察し、死亡羽数が増加した(突然5羽以上がかたまって死亡した、1日の死亡羽数が過去3週間の平均死亡数の2倍以上になった)場合や異常を認めた場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡してください。**年末年始、時間外も対応しています。**

定期報告のお願い

家畜・家きんを飼育している方には、毎年2月1日現在の飼養状況を報告していただいています。 1月下旬に書類を発送いたしますので、FAX もしくは郵送にてご返送ください。 ご協力お願いします。



(2012.3.13 猫) 2012年1月、5月、6月 2012年下期 継続発生中 2012.5.27 2013.1.9 2013.8.12 2012.2.20 *2006.12.6 2013.10.7 H5N1 (高) H5(副) (病) (病) H5N1(高) パレスチナ サウジアラビア 《 東南アジア 》 ベトナム ケア・キンプ カンボジア ートンイー

2012年上期·下期

*2007.2.5

バングラデンユ

*2011.11.10 2012.10.6

2012.8.27

《東アジア》	~		_
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	H5N1(高)	*2011.12.2	_
		2012.9.11	
		2013.5.13	
	H7N9(低)	2013.4.4	
香港	H5N1(高)	*2011.12.17	
		(2013.1.25 野鳥のみ)	
小湾	H5N2(高)	2012.2.7	
		2012.11.17	
	H5N1(高)	2012.7.7	_
	H5N2(低)	*2011.11.25	_
		2012.11.12	
	H5N3(低)	2013.7.3	
北朝鮮	H5N1(高)	2013.4.19	_
モンゴル	(回)	2012年上期 /	/

※1 更新点:ドイツにおける低病原性鳥インフルエンザ(H5N3)の発生、ポルトガルにおける低病原性鳥インフルエンザ(H7)の発生※2 本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない ※3 日付は発生日または検体回収日に基づく ※4 *は初発が2011年以前であるが2012年以降も発生のあるものを示す

2012年上期·下期 *2011.12.30 2012.1.20

H5(高) (低) H5N1(高) H5N2(低)

ブータンスリランカ

出典:OIE WAHID 及び FAO等

 Θ

家きん● 野鳥▲(<mark>赤:高病原性鳥インフルエンザ、黒:低病原性鳥インフルエンザ)</mark> ※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては確認可能な日本のみ記載 *:マカオからの輸入事例(空港で摘発)

2013年12月3日現在

※個インドネシアは継続発生中

出典:OIE WAHID 他

海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ

現在中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾などにおいて

動物の悪性伝染病である口蹄疫、鳥インフルエンザが発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as foot-and-mouth disease(FMD) and Avian Influenza in China, Korea, Russia and Taiwan etc.

注意! Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

海外では家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控え下さい。 農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土の付いた靴 をお持ちの方は、帰国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.). Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Service.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan
http://www.maff.go.ip/ags



口蹄疫に感染した牛(出典:宮崎県) Infected cow with FMD (Ref.: Miyazaki pref.)